

コロナ特例貸付の償還・免除に係るよくある問合せ

No	種別	質問	回答
1	①制度について	償還とは何ですか。	「償還」とは「返済」のことです。コロナ特例貸付制度の緊急小口資金等を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は貸付金を返済頂く必要があります。
2	①制度について	償還開始はいつからですか。	貸付の時期により異なります。詳しくお知りになりたい場合は、大阪府コロナ特例貸付事務センターまで、お問い合わせください。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）
3	①制度について	2023年(令和5年)1月から償還開始となる資金種類は何ですか。	緊急小口資金と総合支援資金（初回）となります。尚、総合支援資金（延長）は2024年(令和6年)より開始、総合支援資金（再貸付）は2025年(令和7年)より開始です。
4	①制度について	緊急小口資金と総合支援資金の両方を借りています。両方も償還しなければならぬのですか。	償還免除にならない場合は両方償還頂く必要があります。
5	②償還手続きについて	どのように償還するのでしょうか。	ご指定の借受人名義の口座から毎月引落をすることにより、償還頂きます。口座引落しを行うための口座登録が必要となるため、下記いずれかのお手続きをお願いいたします。 【手続き方法】 ・WEB申請→当会ホームページ（コロナ特例貸付償還ポータルサイト）から申請 ・今回5月末までに送付するご案内に同封されている口座振替依頼書による申請 【引落日】 毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。 <参照URL> https://www.osakafusyakyoku.or.jp/sikinbu/tokureiportal/procedure/redemption.html
6	②償還手続きについて	口座振替の指定可能口座を教えてください。	指定可能口座については、当会ホームページ（コロナ特例貸付償還ポータルサイト）を参照してください。 <参照URL> https://www.osakafusyakyoku.or.jp/sikinbu/tokureiportal/procedure/redemption.html
7	②償還手続きについて	引落の際の通帳表記は何になりますか。	「RKS.トクレイ」となります。
8	②償還手続きについて	残高不足等で振替ができなかった場合はどうなりますか。	残高不足等で振替ができなかった場合は振込用紙を送付しますので振込用紙にて入金手続きをお願いいたします。 ※翌月に2ヶ月分まとめて振替は不可となります。
9	②償還手続きについて	小口と総合初回の両方貸付を受けています。同じ口座から引落し希望だがそれぞれ手続きが必要でしょうか。	それぞれ手続きが必要になります。 口座振替依頼書での手続きをご希望の場合は2枚記入いただき、返送については1つの封筒に2枚の用紙を同封頂いても問題ございません。
10	②償還手続きについて	書類の郵送先を教えてください。	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 宛にご送付ください。
11	②償還手続きについて	書類（口座振替依頼書・免除申請書）は持参可能ですか。	恐れ入りますが、免除申請書等送付書類一式に同封の返信用封筒にてご返送をお願いいたします。 感染対策防止等の観点から郵送での手続きをお願いしております。
12	②償還手続きについて	複数の貸付を受けているが免除申請は毎回必要ですか。	毎回必要です。小口・総合(初回)・総合(延長)・総合(再貸付)それぞれ申請書を記入していただく必要があります。 ※総合(延長)・総合(再貸付)の通知は別途通知を送付予定となっております(令和5年度以降)
13	②償還手続きについて	小口と総合（初回）を同時に行う際、証明書はそれぞれ必要ですか。	申請に必要な申請書類を一つの封筒に同封して郵送する場合に限り、住民票および住民税課税証明書もしくは非課税証明書は一通で問題ございません。 別の封筒で郵送する場合はそれぞれに住民票および住民税課税証明書もしくは非課税証明書が必要となります。
14	②償還手続きについて	金額を変更（減額または増額）して返せますか。	償還猶予、繰上げ一括返済等の方法があります。詳しくお知りになりたい場合は、大阪府コロナ特例貸付事務センターまでお問い合わせください。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）
15	②償還手続きについて	償還金の毎年の引落日はいつですか。	毎月27日（土日祝の場合は翌営業日）に引落になります。

16	②償還 手続につ いて	本人以外の口座からの引き落としは できますか。	原則として借受人名義の口座からの引き落としになります。
17	②償還 手続につ いて	借りた本人が死亡している場合はどう すればよいですか。	大阪府特例貸付事務センターにお問い合わせください。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）
18	②償還 手続につ いて	免除の申請を行うために、自分が住 民税非課税かを知りたいです。	市区町村で発行される「非課税証明書」もしくは「課税証明書（課税額が0円表示）」にて確認することが出来ます。 前年1月～12月に収入がある場合、働いている企業等、もしくはご自身で市区町村へ給与の報告をしております（確定申告等を通じ て）、その結果住民税が課税か非課税か、決定されています。尚、均等割・所得割どちらも非課税であることが前提です。働いている企 業等が市区町村へ給与の報告をしておらず、ご自身でも確定申告等を行っていない場合、市区町村へ住民税の申告を行う必要があり ます。 上記について、詳しくお知りになりたい場合は、お問い合わせください。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）
19	②償還 手続につ いて	転居をしたので手続きを教えてください です。	お住まいの住所が変わった場合、以下の書類を提出してください。 ・住所氏名変更届(コロナ特例貸付償還ポータルサイトよりダウンロードおよび印刷) ・前住所と現住所が記載されている住民票 送付先の住所は以下となります。 (書類送付先) 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 大阪府コロナ特例貸付事務センター宛
20	②償還 手続につ いて	改姓があったので手続きを教えてください です。	改姓があった場合、以下の書類を提出してください。 ・住所氏名変更届(コロナ特例貸付償還ポータルサイトよりダウンロードおよび印刷) ・旧姓、改姓が分かるもの 例) 免許証両面等 送付先の住所は以下となります。 (書類送付先) 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 大阪府コロナ特例貸付事務センター宛
21	③申請 書類につ いて	申請書を紛失してしまったので、書類 を送付し直して欲しいです。	再送付しますので、お問い合わせください。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）
22	③申請 書類につ いて	申請書を書き間違えてしまいました。	二重線を引き、訂正印もしくはサインの上、正しい記載をしてください。お問い合わせいただければ、申請書の再送も可能です。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）
23	③申請 書類につ いて	免除申請書が複数届いているのはど うしてでしょうか。	借入された資金ごとに免除申請書を送っています。小口と総合（初回）を借入された場合は2枚の免除申請書を送付しています。免 除申請は借り入れた資金ごとに対応頂く必要があります。
24	③申請 書類につ いて	印鑑レス口座を利用しています。押 印欄はどうすればいいですか。	印鑑レス口座（印鑑やサインなしで開設した口座）をご利用の方は押印欄に任意の印鑑の押印もしくはサインをお願いします。
25	③申請 書類につ いて	転居済のため、書類が届いていない かもしれない。書類を送付し直して欲 しいです。	送付状況を確認した上で、再送付しますので、お問い合わせください。尚、転居している場合、住所変更届の提出も必要になりますの で、お問合せいただいた際にご案内いたします。 (問合せ先) 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006（受付時間：平日 9:00～17:00）

26	④住民 税非課 税につ いて	非課税の場合の免除の必要書類は 何ですか。	下記の書類をご用意ください。 ①免除申請書 ②世帯全員の住民票の写し（発行から3ヶ月以内の原本、今の世帯全員が記載されているもの・続柄の記載があるもの） ③借受人（および世帯主）の同年度の住民税課税証明書もしくは非課税証明書
27	④住民 税非課 税につ いて	「非課税証明書」は出張所で発行で きますか。	申告していれば出張所で発行可能です。住民税未申告の場合、出張所での申告の可否は市区町村によって異なりますので、事前に 役所の税務課へご確認ください。
28	④住民 税非課 税につ いて	令和3年もしくは令和4年が課税だっ た場合は、いつの非課税証明書の提 出が必要ですか。	令和3年度が課税だった場合⇒令和4年度の非課税証明書を提出してください。 令和4年度が課税だった場合⇒令和3年度の非課税証明書を提出してください。
29	⑤その他	他府県で借入したものはどうしたらよ いですか。	それぞれの地域で手続きが必要となりますので、他府県からの通知が届くのをお待ちいただくようお願いいたします。